

令和8年度

京都府太陽光発電設備等導入促進事業補助金
(水素等利活用設備導入促進事業)

申請の手引き



令和8年6月19日

(お問い合わせ先)

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課エネルギー政策係

受付時間：平日 9時00分～12時00分

13時00分～17時00分

所在地：〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話：075-414-4298

FAX：075-414-4705

E-mail：datsutanso@pref.kyoto.lg.jp

目次

1	事業の目的	1
2	補助対象者	1
3	補助対象事業	1
4	補助対象経費	4
5	補助金額	6
6	事業・申請の流れ	7
7	提出書類チェックリスト	9
8	申請・問い合わせ窓口	11
9	様式記載例	14

1 事業の目的

京都府では、再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例（平成 27 年京都府条例第 42 号。以下「再エネ条例」という。）に基づく建築物への再生可能エネルギー設備の導入義務付けや、あまり利用が進まなかった場所（駐車場や農地、ため池など）での太陽光発電設備の導入促進などを行っていますが、電力需要と供給のバランスから出力抑制が発生するなどの課題もあり、出力抑制時の余剰電力の活用方法として、蓄電池より長期間のエネルギー貯蔵が可能である等の特徴を有する水素が注目されています。

本補助金は、水素を活用して発電を行う水素等利活用設備を導入する場合に、その導入費用を支援するものです。

2 補助対象者

本事業の補助を受けようとする者は、以下の要件を満たす必要があります。

- (1) 事業を行う個人又は法人（国及び地方公共団体は除く）であること
- (2) 以下のいずれにも該当しないこと
 - ア 京都府税を滞納している者
 - イ 京都府暴力団排除条例（平成 22 年京都府条例第 23 号）第 2 条第 4 号に掲げる暴力団員等

3 補助対象事業

本事業の補助を受けようとする事業は、以下の要件を満たす必要があります。

- (1) 次に掲げる事業であること
 - 府内^{※1}の事業所に水素等利活用設備を導入する事業
 - ※1 京都市内及び福知山市内の「脱炭素先行地域^{※2}」に導入する場合は、本補助金をご利用いただけません。
 - ※2 夜久野エリア、つつじが丘団地エリア、福知山公立大学エリア、三段池公園エリア、長田野工業団地エリア。該当するか不明の場合は申請窓口へお問い合わせください。
- (2) 導入しようとする設備が、次のア～オの要件を満たすこと
 - ア エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること
 - イ 各種法令等に遵守した設備であること
 - ウ 商用化され、導入実績があるものであること（中古設備は原則対象外）
 - エ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと
 - オ 導入する設備ごとに、国実施要領[※]に定める要件を満たすこと

主な要件を下表のとおり紹介しますが、必ず国実施要領により詳細な要件をご確認ください。

※国実施要領（環境省HP）
地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業となる事業（重点対策加速化事業）
 2. 交付対象事業の内容
 ウ 業務ビル等における徹底した省エネと改修時等の ZEB 化誘導
 (タ) 水素等利活用設備

<主な設備要件>

補助対象設備	主な設備要件と解説
水素等利活用設備	(1) CO ₂ 排出実質ゼロ水素を使用して電気を施設内や地域内に供給する事業であること ➡ 使用する水素はCO ₂ 排出実質ゼロ水素に限られますので、継続的にCO ₂ 排出実質ゼロ水素を使用できる体制を構築されている必要があります。 (2) CO ₂ 削減が図れる事業であることを前提として、設備における水素等の利用割合は問いません。 (3) 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること

(3) 他の補助金・助成金等の交付を受けていないこと

原則、本補助金以外の補助金等（以下、他補助金）を受けている事業については、本補助金の対象となりません。

ただし、市町村等がその一般財源により実施する補助事業など、併用可能な場合もありますので、併用可否については8. 問い合わせ窓口までご相談ください。

なお、他補助金と併用する場合の本補助金の額は、補助対象経費から他補助金の額を除いた額を上限とします。

4 補助対象経費

補助対象経費は、事業を行うために必要な下表に掲げる経費で、本事業で導入又は実施されたことを証明できるものに限ります。

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金(1.35万円/kWを上限とする。))
本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用	
	現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する	

			費用をいう。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいう。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事（補助要件に定める柵塀に係る工事を含む。）に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。

なお、以下に掲げる経費は補助対象外となりますので、ご注意ください。

- ・ 公租公課（消費税等）、官公署に支払う手数料等（印紙代等）、振込手数料等
- ・ 過剰な設備、予備用の設備、本事業以外において使用することを目的としたもの
- ・ 既存設備の撤去、移設及び処分のために要した費用（撤去等に係る一般管理費等の諸経費を含む）
- ・ 土地・建物の取得、賃貸、管理等に要する費用
- ・ 本事業と直接関係のない工事に要した費用
- ・ 設備導入後に稼働させるための燃料費、その他のランニング費用
- ・ 経理処理上、補助金交付することが適さないもの

<具体例>

- ・ 契約書（発注書、請書を含む）、納品書、請求書、振込依頼書、領収書その他証拠帳票類が不備の場合
- ・ 補助対象経費以外の経費と混同して支払が行われており、補助対象経費との支払の区別が困難な場合
- ・ 関連会社（資本関係のある会社等）との取引の場合（利益等の排除が必要となります。）

5 補助金額

補助金額は、以下のとおりです。

なお、補助金は予算の範囲内で交付しますので、採択されても申請された金額が交付されるとは限りません。

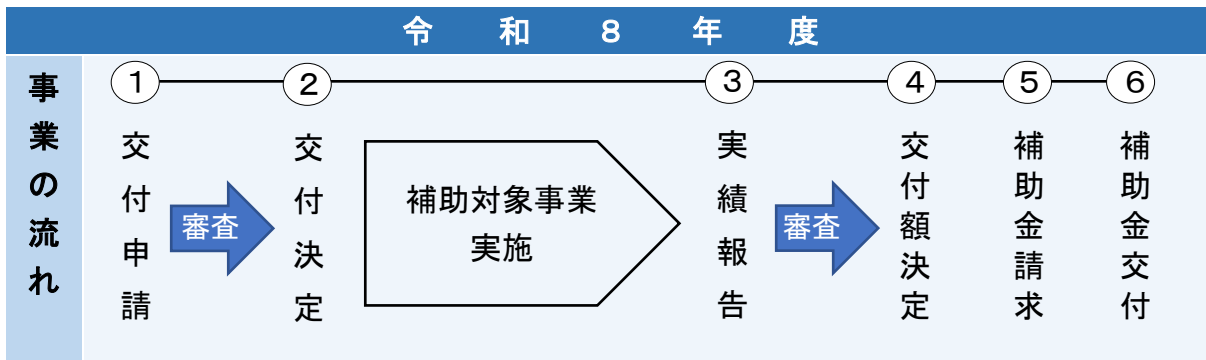
補助金額は、次のうちいずれか金額の低いものとします。

ア 設備導入費用（工事費込、税抜） × 補助率（2/3）

イ 補助上限（1,000万円）

6 事業・申請の流れ

補助金の申請や事業の流れは、以下のとおりです。



① 交付申請

交付申請書に必要書類を添えて、以下期間中に申請窓口まで持参してください。

【交付申請受付期間】

令和8年6月19日（金）～令和9年1月29日（金） <必着>

※交付の決定までに2～3週間程度かかりますので、お早めにご提出ください。

② 交付決定

提出書類の確認完了後、電子メール及び郵送にて交付決定通知を送付します。

なお、原則、交付決定通知後に補助対象事業に着手していただく必要がありますが、やむを得ない事由により交付決定前に契約締結又は工事着手しようとする場合は、事前着手届を提出し、知事の承認を得てから契約締結又は工事着手してください。（事前着手の承認は、補助金の採択を確約するものではありません。下表をご参照ください。）

また、交付決定後に計画の変更や中止・廃止がある場合、変更承認申請書又は報告書に必要書類を添えて速やかに提出してください。

	交付決定前	交付決定後
原則	①見積のみ着手可 (②発注等への着手不可)	②発注・③契約・④工事着手・⑤納品・ ⑥検収・⑦支払
事前着手届を提出した場合	①見積・②発注・③契約・⑦支払 (前払金のみ)は着手可	④工事着手・⑤納品・⑥検収・ ⑦支払(残額又は全額)

※事前着手届を提出する場合であっても、①見積以外は交付申請後に行ってください。

③ 実績報告

事業完了後、実績報告書及び必要書類を、以下ア・イのうちいずれか早い日までに提出してください。<必着>

ア 補助対象工事完了日から60日以内

イ 令和9年2月26日（金）¹

¹支払を含む事業完了が令和9年2月27日（土）から令和9年3月15日（月）までとなる場合は、事前にご相談ください。令和9年3月15日（月）までに実績報告を提出することを条件に受付します。

④ 交付額決定

提出書類の確認完了後、電子メール及び郵送にて額の確定通知を送付します。

⑤ 補助金請求

交付請求書に必要事項を記入し、④の通知を受領してから1週間以内に送付してください。

⑥ 補助金交付

請求から約1か月で、ご指定の口座に補助金をお振込みします。

7 提出書類チェックリスト

申請ごとに、次の書類をご用意ください。なお、申請に当たっては、チェックリストの順番どおり編綴の上、ご提出ください。

(1) 交付申請

確認事項と提出資料	
ア	<input type="checkbox"/> 交付申請書（第2号様式（第5条関係））
イ	<input type="checkbox"/> 交付申請書類に係るチェックリスト（本表）
ウ	<input type="checkbox"/> 事業計画書（要領別紙2）
エ	<input type="checkbox"/> 申請者の氏名・所在地が分かる次のいずれかの資料 <input type="checkbox"/> 現在事項又は履歴事項証明書（コピー可、発行後3か月以内） <input type="checkbox"/> 申請者の住民票の写し（個人事業主の場合）（コピー可、発行後3か月以内）
オ	<input type="checkbox"/> 事業実施場所及びその所有者が確認できる資料 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（コピー可、発行後3か月以内）
カ	<input type="checkbox"/> 設備の設置所在地が特定できる資料 <input type="checkbox"/> 付近見取図等
キ	<input type="checkbox"/> 補助対象経費の根拠となる次のいずれかの書類 <input type="checkbox"/> 見積書 <input type="checkbox"/> 上記書類に代わるもの（ ）
ク	<input type="checkbox"/> 補助対象設備が要件に合致することが分かる資料 （型番や設備容量等が確認できる仕様書やカタログ等） <input type="checkbox"/> 水素等利活用設備（ <input type="checkbox"/> 型式 <input type="checkbox"/> 設備容量）
ケ	<input type="checkbox"/> 補助対象設備の工事期間が判別できる次のいずれかの資料 <input type="checkbox"/> 予定工程表 <input type="checkbox"/> 上記書類に代わるもの（ ）
コ	<input type="checkbox"/> 府税に滞納がないことの証明書
サ	<input type="checkbox"/> 口座振替依頼書
シ	<input type="checkbox"/> CO ₂ 排出実質ゼロ水素の供給元がわかる資料 <input type="checkbox"/> 自家製造計画書 <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 上記書類に代わるもの（ ）
申請者又は対象設備使用者、設置場所所有者のいずれかが異なる場合	
ス	<input type="checkbox"/> 京都府太陽光発電等導入促進事業補助金に係る設置施設に関する同意書（要領別紙2 別添）
リース等の場合	
セ	<input type="checkbox"/> リース料金等から交付金額相当分又はその一部が控除されることがわかる書類
交付申請日から30日以内に工事着手予定の場合	
ソ	<input type="checkbox"/> 事前着手届（要領別紙1）
発電電力を地域内に供給する場合	
タ	<input type="checkbox"/> 関係団体との協定書等

8 申請・問い合わせ窓口

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課エネルギー政策係

受付時間：平日 9時00分～12時00分

13時00分～17時00分

所在地：〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話：075-414-4298

FAX：075-414-4705

E-mail：datsutanso@pref.kyoto.lg.jp

9 様式記載例

(1) 事業計画書

別紙2 (要領第13条第1号関係)

京都府太陽光発電設備等導入促進事業補助金事業計画書 (水素等利活用設備導入促進事業)

申請者 住所 京都府〇〇市△△町1丁目1番地1
氏名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 京都 太郎

1 補助対象設備の設置場所所在地 (施設等名称)

設置場所所在地 (施設等名称)	交付申請書等の住所・氏名と一致
〒602 - 0000	
京都府〇〇市△△町2丁目2番地2	太陽 花子
	登記事項証明書の住所・所有者と一致

※申請者と補助対象設備使用者や設置場所所有者が異なる場合は、申請同意書を添付してください。

2 設置予定の補助対象設備の内容及び費用

単位時間あたりの水素使用量 (定格) ※1	3	Nm ³
発電出力 (定格)	5	kW
熱出力 (定格) ※2		W
設置予定の設備に係る費用※3	5,000,000	円 …④

※1 Nm³のかわりにkgで記載しても構いません。その場合、単位欄を修正してください。

※2 熱供給を実施しない場合は、記載不要です。

※3 消費税及び地方消費税相当額除く。

3 他補助金の受入状況

補助対象経費に対して、他の補助金等の交付を受けることが決定している又は受けた場合 (受けていない場合は空白で構いません)

補助金等の名称 (複数ある場合は全て)	
ア 他補助金額	
イ ④-⑤	5,000,000 円

原則、他の補助金との併用はできません。事前にご相談いただき、認められた場合のみ記載してください。

4 交付申請額 (千円未満切捨て)

ア 補助率: ④×2/3 (千円未満切捨て)	3,333,000 円
イ 申請額 (④、1,000万円のいずれか低い額)	3,333,000 円

自動計算となっていますが、計算に誤りがないか必ずご確認ください。

5 CO₂排出実質ゼロ水素の供給元

使用するCO₂排出実質ゼロ水素の供給元を記入してください。

自社に設置している太陽光発電設備を電源とした水電解装置により製造する水素を使用する。

当該施設で使用するCO₂排出実質ゼロ水素の供給元を記載してください。

6 発電電力の供給先

発電電力の供給先として、該当するものを選択してください。

施設内

以下の欄は記載不要です。

--

プルダウンから選択してください。
また地域内を含む場合は、協定等を締結していれば、締結先を記載してください。

7 補助対象設備の工事請負契約締結、工事着手及び完了の予定日

工事請負契約締結予定日 令和 8 年 9 月 15 日

工事完了予定日 令和 8 年 12 月 28 日

支払完了予定日 令和 9 年 1 月 15 日

8 誓約事項

次の事項について相違ないことを誓約します。

- (1) 導入設備を、各種法令等に適合して設置すること。
- (2) 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象設備により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- (3) 補助対象設備の使用状況について、京都府から実績報告の要請があった場合には、発電実績等を提出すること。
- (4) (事業計画承認申請の場合) 本申請を以て翌年度以降の交付決定を保証するものではなく、翌年度の交付申請において、交付決定がなされなかった場合でも異議を申し立てないこと。
- (5) 再生可能エネルギー発電設備等の普及促進を図るために本府が実施する広報活動などの取組に協力すること。
- (6) リース事業者等による申請の場合、交付金額相当分をリース料金等から控除し、補助事業により導入する設備について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置を講ずること。
- (7) CO₂排出実質ゼロ水素等を使用して電気を施設内や地域内に供給する事業であること。
- (8) CO₂排出量の削減が図れる事業であること。
- (9) 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること。

工事完了予定日及び支払完了予定日については、原則令和9年2月26日まで

9 申請者等の情報

(1) 申請者の情報

※ 申請者が個人の場合は、電話番号とメールアドレスのみ記載してください。

※ 申請者が事業者の場合は、担当者を2名記載してください。

担 当 部 署	部署名・役職名	
	氏名	
	メールアドレス	
	部署名・役職名	
	氏名	
	メールアドレス	
	住所	
電話番号		

(2) 補助対象設備使用者の情報

申請者がリース事業者等の場合のみ記載

※ 申請者がリース事業者等の場合で、補助対象設備使用者が申請者と異なる場合は、補助対象設備使用者の情報を記載してください。

※ 補助対象設備使用者が個人の場合は、「担当部署」の「担当者氏名」「住所」「電話番号」「メールアドレス」を記載してください。

法人名称		
代 表 者	職名	
	氏名	
担 当 部 署	部署名・役職名	
	担当者氏名	
	住所	
	電話番号	
	メールアドレス	

(3) 設置場所所有者の情報

※ 設置場所所有者が、申請者・補助対象設備使用者と異なる場合は、設置場所所有者の情報を記載してください。

設置場所所有者が申請者や補助対象設備使用者と異なる場合のみ記載

※ 設置場所所有者が個人の場合は、「担当部署」の「担当者氏名」「住所」「電話番号」「メールアドレス」を記載してください。

法人名称		
代 表 者	職名	
	氏名	
担 当 部 署	部署名・役職名	
	担当者氏名	
	所在地	
	電話番号	
	メールアドレス	

(2) 申請同意書

(要領第8条第1号関係 別添)

京都府太陽光発電設備等導入促進事業補助金申請同意書

年 月 日

(宛先) 京都府知事

申請者 住所 京都府〇〇市△△町1丁目1番地1
氏名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 京都 太郎

次の同意事項の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認しています。

区分	法人名 (名称及び代表者の氏名)
申請者	株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 京都太郎 丸印
補助対象設備使用者 (PPA又はリースの場合の補助対象設備による発電電力の使用者)	太陽 花子 印
設置場所所有者 (申請者又は対象設備使用者と異なる場合)	

それぞれ自署又は記名押印してください。

PPA又はリースによる設備導入の場合は当該PPA事業者又はリース事業者

PPA又はリースによる設備導入の場合は、補助対象設備による発電電力の使用者

補助対象設備の設置場所の所有者が申請者・補助対象設備使用者と異なる場合に記載

【同意事項】

- 1 PPA事業者又はリース事業者() されますが、申請者が対象設備使用者から領収する電力販売における電力使用料又はリース料の算定に当たり、同使用料から補助金相当額分を減額することを要します。
- 2 申請者及び補助対象設備使用者が、補助金交付後取得財産を処分しようとするときは、申請者はあらかじめ知事の承認を得る必要があります。また、知事の承認を得て処分した場合、申請者に対して、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることがあります。

(3) 事業実施報告書

別紙2 (要領第13条第1号関係)

京都府太陽光発電設備等導入促進事業補助金実施報告書
(水素等利活用設備導入促進事業)

申請者 住所 京都府〇市△町1丁目1番地1
氏名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 京都 太郎

1 補助対象設備の内容及び費用

単位時間あたりの水素使用量(定格) ※1	3	Nm ³	
発電出力(定格)	5	kW	
熱出力(定格) ※2		W	
設置予定の設備に係る費用 ※3	5,000,000	円	…①

※1 Nm³のかわりにkgで記載しても構いません。その場合、単位欄を修正してください。

※2 熱供給を実施しない場合は、記載不要です。

※3 消費税及び地方消費税相当額除く。

別紙に記載の工事費・設備費の合計額と一致

2 他補助金の受入状況

補助対象経費に対して、他の補助金等の交付を受けることが決定している又は受けた場合(受けていない場合は空白で構いません)

補助金等の名称 (複数ある場合は全て)			
ア 他補助金額		円	…②
イ ①－②	5,000,000	円	…③

3 交付申請額(千円未満切捨て)

ア 補助率: ③×2/3(千円未満切捨て)	3,333,000	円	…④
イ 申請額(④、1,000万円のいずれか低い額)	3,333,000	円	…⑤

4 CO₂排出実質ゼロ水素の供給元

使用するCO₂排出実質ゼロ水素の供給元を記入してください。

自社に設置している太陽光発電設備を電源とした水電解装置により製造する水素を使用する。

当該施設で使用するCO₂排出実質ゼロ水素の供給元を記載してください。

5 発電電力の供給先

発電電力の供給先として、該当するものを選択してください。

施設内

以下の欄は記載不要です。

[Empty input field]

プルダウンから選択してください。
また地域内を含む場合は、協定等を締結していれば、締結先を記載してください。

6 補助対象設備の工事請負契約締結、工事着手及び完了日

工事請負契約締結日 令和 8 年 9 月 15 日

工事完了日 令和 8 年 12 月 28 日

支払完了日 令和 9 年 1 月 15 日

7 交付申請時から実績報告までの間に、変更申請の不要な範囲で申請内容を変更した場合は、その内容

[Empty input field]

「交付申請書類に係るチェックリスト」を参考に、必要に応じて変更内容を証明する書類を添付してください。